

第50回近代化基金

融資申込公募要綱

令和8年5月

一般社団法人 京都府トラック協会

詳細は、総務課までお問合せ下さい。

TEL075-671-3175

第50回 近代化基金融資申込公募要綱

1 融資総枠・公募期間

①京都府トラック協会 近代化基金融資

総 枠	15億円
期 間	令和8年5月1日(金)～ 5月15日(金)
	公募期間終了後、総枠の限り先着順にて受付を延長します。

②全日本トラック協会 補完融資

総 枠	30億円
期 間	令和8年6月10日(水)～11月27日(金)
	総枠に達し次第、受付を締め切ります。

2 融資対象者

会員

他府県本社の会員は対象外。会費を滞納されている場合、申込みは出来ません。返済期間中に会費滞納が生じた場合、利子補給を打ち切ります。

3 融資対象事業

一般融資

- (1)トラックターミナル・配送センター等の物流施設の整備資金
◇事務機器等の設置購入資金 ◇設備の「補修・改修」資金
- (2)人材確保、生産性向上のための福利厚生施設等の整備資金
- (3)荷役機械・車両等の購入、車両の改造資金 ※テールゲートリフター含む
- (4)低公害車(CNG車・ハイブリッド車)・省エネ関連機器導入資金

ポスト新長期規制適合車導入融資

国が定めるポスト新長期規制、平成28年排出ガス規制に適合する事業用貨物自動車の導入に要する資金

4 融資条件

限度額

- ①京都府トラック協会 近代化基金融資 [一般/ポスト新長期 各3,000万円]
- ②全日本トラック協会 補完融資
[上限5億円(事業投資額によっては上限5,000万円)]

貸出利率

取扱金融機関の所定利率による

償還期間

10年以内(車両については5年以内)
※法定耐用年数が10年を下回る設備は、法定耐用年数以内

措置期間

償還期間の内6ヶ月以内

担保・保証人

取扱金融機関の定めるところによる。(京都信用保証協会の保証の利用が可能)

利子補給率

当協会は、本制度の借入者に、以下の補給率により利子補給を行います。また、借入者が取扱金融機関に対して利息を支払う時に、利子補給金を支給します。

※利子補給率決定時期が年度内1回から年度内2回(上期・下期)に変わりました。
利子補給率の適用期間は上期(4～9月)、下期は(10～3月)となります。

① 京都府トラック協会 近代化基金融資：【上期】年1.0%、【下期】未定

② 全日本トラック協会 補完融資：【上期】年1.0%、【下期】未定

再融資の制限

個別企業・共同体が、再度本融資制度の適用を受けようとする場合は、既往の借入金が当初の約定に基づき正常な形で償還が実行されている場合に限る。(1社3,000万円枠)ただし、ポスト新長期規制適合車導入に係る資金にあつては、この限りではない。

取扱金融機関

(株)商工組合中央金庫京都支店・同金庫代理店(京都信用金庫・京都北都信用金庫)

5 申込等

申込方法

公募期間中に、融資推薦申込書(様式1号)に下記を添付し、お申込み下さい。

- ① 事業計画書(様式2号) ② 見積書 ③ 公函/案内函 ※融資対象が土地の場合
④ 平面図/案内図 ※融資対象が建物の場合

抽選

申込総額が融資総枠を上回った場合は、抽選により推薦決定を行います。当選された会員にのみ決定通知書を交付します。※抽選日：令和8年5月18日(月)

融資推薦適否決定通知予定日

① 京都府トラック協会 近代化基金融資：令和8年5月18日(月)

② 全日本トラック協会 補完融資：令和8年8月17日(月)

貸出開始日

決定通知日以降

設備完成(購入)報告

設備が完成(購入)後、設備完成(購入)報告書(様式3号)に下記を添付し、速やかにご報告下さい。(設備完成報告が履行されない場合は、利子補給を打ち切るとともに、既往の利子補給金の返還を求めることがあります。)

- 1 完成(購入)した物件の領収書写
2 自動車検査証写 ※融資対象が車両の場合
3 登記簿謄本/写真等 ※融資対象が土地/建物の場合

6 申込・報告先

(一社)京都府トラック協会 総務課
〒612-8418 京都市伏見区竹田向代町 48-3 <TEL075-671-3175>

注意事項

本制度利用にあたり、下記取扱いにご注意下さい。

記

1 自動車検査証の名義人について

自動車検査証の「所有者」・「使用者」欄ともに申込会員でなければなりません。融資資金が「運転資金」等へ転用されることのないよう変更をお願いします。

2 融資実行前の自己資金における購入は、本制度の対象外です。

車両融資に限らず、融資対象事業すべてに適用されます。自己資金で購入した後の「運転資金」のための借入は、対象にはなりません。金融機関からの「つなぎ資金としての借入」「割賦手形」による購入により対応願います。

本融資制度は、トラック運送事業の近代化・合理化を促進することを目的としております。「運転資金」への流用は目的外転用となり、利子補給の適用が中止され、取扱金融機関が定める利率に改定されることとなります。何卒、本融資制度の主旨をご理解願います。

企業が所属組合を通じて借入をする「転貸方式」の利用が可能です。

全日本トラック協会補完融資は、申込総額等により一律減額される場合があります。

3 当協会の推薦は、融資対象会員が近代化基金融資の条件に適合することを証する商工組合中央金庫への推薦可否決定であり、融資決定の可否通知ではありません。取扱金融機関において、返済能力等の審査を経て、融資の可否が決定されます。

4 本要綱に定めない事項は、(一社)京都府トラック協会が制定する近代化基金運営要領及び同取扱細則の定めるところによります。